

自動車乗入口等設置工事
申請書作成の手引き

平成24年 4月

東 松 島 市

I. 承認申請時提出書類

承認申請時、次に掲げる書類の提出が必要です。提出部数は所轄警察署交通課（以下「交通管理者」という。）への協議の必要もあるため2部とします。

1. 道路工事施工承認申請書（※必須）

2. 工事仕様書（数量集計表）（※必須）

工事の種別・細別・数量を記入したもの。ただし金額は省略して下さい。

3. 同意書（必要に応じて添付）

建築物の建設・排水施設の設置・改築等にあたって、第3者との間に利害関係が生じる場合は、当該第3者の同意書又は他の法令による許可等を必要とする場合は宮城県等行政庁の許可書の写しを添付してください。

ただし申請人が土地所有者でない場合は、土地所有者全員の申請に関する同意書を添付して下さい。

4. 確約書・誓約書（必要に応じて添付）

承認申請に対し確約又は誓約する事項がある場合添付して下さい。又、道路管理者等から確約・誓約事項を受けた場合も併せて添付して下さい。

5. 交通処理計画書（必要に応じて添付）

乗入口の設置に伴い、一般交通に支障を生じる恐れがあると考えられる場合は、必要な施設対策を検討するため、交通処理計画書（敷地・店舗等面積・予想される車両交通量・ピーク時交通量・本線交通量等記載したもの）を提出していただきます。

6. 添付図面（関係する図面を添付）

1) 位置図 S=1:50,000 又は、S=1:25,000（住宅地図でも可）

2) 現況平面図 S=1:500 ~ S=1:100程度

3) 計画平面図 S=1:500 ~ S=1:100程度（計画線は破線とする）

4) 計画横断図

(1) 横断図 S=1:100 ~ S=1:50程度

(2) 縦断図 S=1:100 ~ S=1:1,000程度

5) 構造図 S=1:50 ~ S=1:10程度

6) 建物配置図 S=1:500 ~ S=1:100程度

（計画平面図・建築図等に兼ねることが出来る）

7) 施工面積計算 S=1:500 ~ S=1:100程度

（三斜法により図面に記入すること）

8) 保安施設設置図（宮城県土木部制定・共通仕様書（土木工事編Ⅱ）により計画して下さい）

※車道規制を行う場合は、地域により夜間施工(22:00~6:00)となる場合があります。

（交通管理者と事前協議を行って下さい。）

9) 公図（写）（必要に応じて添付）

7. 現況写真

現況写真に計画箇所が分かる全景及び詳細写真を複数枚添付して下さい。

II. 承認工事申請基準

1. 車両乗入口の承認基準

1) 乗入口は原則として対象施設について1箇所とします。ただし、出入口を分離する必要がある施設等特別事情のある場合及び特に大型の貨物自動車等が出入りする場合は、道路管理者との協議により2箇所まで承認することが出来ます。

車両乗入口と民境界までの離隔は、以下のとおりとします。

○ A型通路：原則として5m以上。但し、出入り口が当該箇所以外に設置不可能な場合等、やむを得ない場合は1m以上。

○ B型通路：2.5m以上

2) 乗入口は原則として次に掲げる箇所には設けられません。ただし、自家用車等生活上出入りが必要となる通路、その他自動車の出入りの回数が少ない場合等、交通安全上特に支障がないと道路管理者及び交通管理者が認めた場合は適用しないものもあります。

(1) 横断歩道（自転車横断帯を含む）の中及び前後5m以内。尚、当該箇所に停止線がある場合は、当該停止線から5m以内。

(2) トンネル等の前後各50m以内の部分。

(3) バス停留所。路面電車の停留所の中、但し停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から10m以内の部分。

(4) 地下道・地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。

(5) 交差点（総幅員（車道部）7m以上の道路の交差する交差点をいう。停止線も含む）の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分。但しT字型交差点のつきあたりの部分を除きます。（隅切り等から5m以内は不可とします。）

(6) バス停留所の部分。

(7) 橋の部分。

(8) 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分、但し交通安全上特に支障がないと認められる区間を除きます。

(9) 交通信号機、道路照明灯の道路付属物、各種占用物件の移転を必要とする箇所。但し、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除きます。

(10) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとるものとします。（隅切り等から2m以内は不可とします。）

(11) 上記各号に該当する場合は道路管理者と事前協議後、交通管理者等と協議の上乗入口を計画し申請して下さい。

2. 境界ブロック等の計画・構造

境界ブロックは、歩車道境界ブロックC種を使用して下さい。構造等は、東北地方整備局制定「土木工事標準設計図集」のとおりとして下さい。

自己敷地内に基本ブロック（0.6m）を0.5本分以上と切下型ブロック（0.6m）を1本必ず設置して下さい。道路管理者より乗入口の設置に伴う既設乗入口閉鎖等のためのブロック移設も計画して下さい。

3. 乗入口の構造

1) 乗入口の分類

乗入口の分類は申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し、下表を適用します。

形 式	利 用 形 態
1 種	普通自動車のうち、おおむね車体長 8 m以上の車両が出入りするガソリンスタンド、工場、大型店舗、ドライブイン、駐車場及び運輸倉庫等の通路（車両重量 6.5 t を超えるもの）
2 種	普通自動車が入り出る通路で 1 種及び 3 種通路以外のもの（車両重量 6.5 t 以下）
3 種	小型自動車のみが入り出る一般家屋の通路（乗用、小型貨物自動車）

2) 乗入口の形状

乗入口の形状は A 型及び B 型の 2 種類とします。ただし、取付方法については A 型を標準とし特殊な箇所については別途考慮することが出来ます。

一方通行、中央分離帯設置区間及び同設置計画がある区間で乗入口を 2 箇所以上設ける場合は、原則として B 型としてください。

3) 乗入口の構造

乗入口の通路幅員、舗装構成について下表を適用するものとします。

区分	乗入幅員 (b)		すみ きり (L) 片側	舗装構成							
	A 型	B 型		アスファルト舗装			コンクリート舗装		特殊舗装(平板ブロック)		
				表層 密粒度 or 細粒度	上層 粗粒度 or As 安定	下層 クラッシャーラン 40~0	表層 コンクリート σ280	下層 クラッシャーラン 40~0	表層 ブロック	上層 コンクリート σ180	下層 クラッシャーラン 40~0
1 種	12m 以下	8m 以下	3m	5	10	30	25	25	8	17	25
									(計 25)		
2 種	8m 以下	7m 以下	2m	5	5	25	20	20	8	12	20
									(計 20)		
3 種	4m 以下	—	1.5m	5	—	25	15	10	8	7	10
									(計 15)		

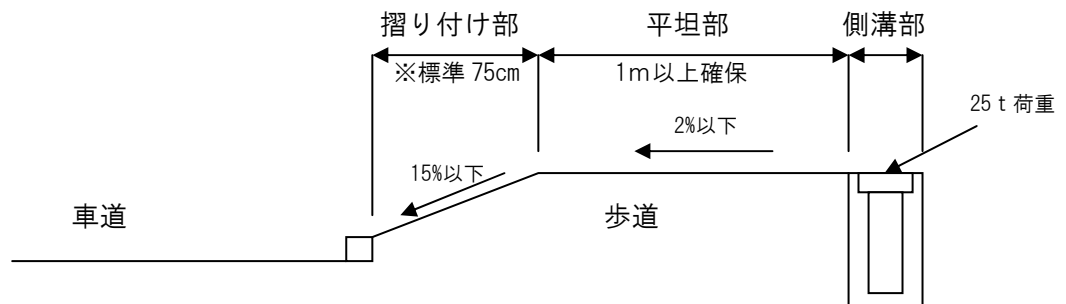
※ 乗入幅員 (A 型) は、上表 (b) を原則とします。尚、これによりがたい時は、(b) + 両側 1 m づつとすることが出来ます。

※ コンクリート舗装の場合は、ひび割れ防止のため表層下 5cm の場所に溶接金網 (φ2.6×100 以上) を必ず設置して下さい。又、必要に応じて収縮・膨張目地も設置願います。

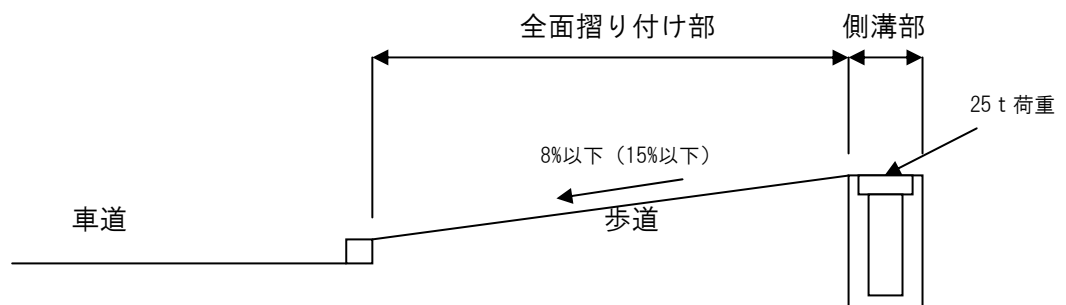
5) 計画断面図

(1) 舗装摺り付け断面 (マウンドアップタイプ)

1) 標準型



2) 全面摺り付け型 (平坦部が1m未満等の場合)



※ 摺り付け部の幅は 75cm を標準とし、勾配は 15%以下とします。又、水平部は 1m 以上を標準としています。尚、歩道幅員が狭く標準断面の形状がとれない場合は 8%以下 (やむを得ない場合は 15%以下) の勾配で全面摺り付けとします。

これによりがたい時は、道路管理者と協議の上計画を行って下さい。

Ⅲ. 承認申請後提出書類

承認許可が出た後に必要な書類は下記のとおりとなりますので、必要に応じて提出して下さい。

1. 着手届

工事着手前に1部提出して下さい。尚、道路使用許可書の写しと工事工程表（現場代理人等記載）を添付して下さい。

2. 竣工届

工事完成後に1部提出して下さい。尚、出来型図（申請図面に実測値を朱書）、全体の着手前と完成後の対比写真及び各工種の着手前・施工状況・完成の写真を添付して下さい。

3. 完成検査

原則、完成検査は机上で行います。但し、申請案件によっては現地で検査を行う場合がありますので、検査立会をお願いします。尚、検査に費用がかかる場合は申請者の負担となります。

4. 工期変更届

申請内容に変更があった場合は、承認申請を再度2部提出して下さい。尚、変更前を黒書、変更後を朱書として下さい。尚、別紙での提出でも構いません。その際は変更前と変更後を対比して下さい。

5. 取下申請

申請後に取止めになった場合は、その理由を明記した書類を1部提出して下さい。尚、様式は任意様式とします。

IV. その他

1. 駐車ますの標準寸法

小型車自動車 2.50×5.00

2. 道路法抜粋

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

3. 事前協議

住宅等建設計画がある場合は、敷地利用計画等の見直しの可能性がありますので必ず事前に道路管理者等と協議を行って下さい。